

## ○伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

平成20年11月1日

条例第174号

## (設置)

第1条 市民の健康づくりと湯之尾滝上流地域の開発振興を図るため、菱刈パークゴルフ場(以下「パークゴルフ場」という。)を伊佐市菱刈川北2231番地に設置する。

## (管理)

第2条 パークゴルフ場は、市が管理する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に、パークゴルフ場の管理を行わせることができる。

## (利用時間)

第3条 パークゴルフ場の利用時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

## (利用の許可)

第4条 パークゴルフ場又は用具を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

## (利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、パークゴルフ場の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理上特に必要があると認められるとき。

## (使用料)

第6条 第4条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、小学校就学前の児童の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、パークゴルフ場の利用後7以内の日を指定して後納させることができる。

(平23条例32・一部改正)

## (使用料の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、使用料を免除することができる。

- (1) 市又は市の機関が主催又は共催するとき。
- (2) その他特に市長が免除することが適當と認めるとき。

## (使用料の不還付)

第8条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由で利用不可能となったとき。
- (2) 利用開始前に許可の取消しを申し出て、市長がこれを認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

## (行為の禁止)

第9条 利用者は、パークゴルフ場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) はり紙、はり札又は広告を表示すること。
- (2) 立入禁止区域に立入ること。
- (3) その他パークゴルフ場の利用として不適當と市長が認める行為をすること。

## (行為の制止又は退去命令等)

第10条 市長は、前条各号に掲げる行為を行った利用者に対し、当該行為を制止し、又はパークゴルフ場から退去を命ずることができる。

## (損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失によりパークゴルフ場の施設、用具等を破損し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

## (免責)

第12条 パークゴルフ場において、利用者の責めに帰する理由により生じた事故又は盜難等による損害については、市はその責めを負わないものとする。

## (指定管理者による管理及び業務)

第13条 第2条ただし書の規定によりパークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、パークゴルフ場の利用時間を変更することができる。

2 第2条ただし書の規定によりパークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第12条中「市は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 第2条ただし書の規定によりパークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がパークゴルフ場の管理を行うこととされた期間前に第4条の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) パークゴルフ場の利用許可及び利用許可の取消しに関する業務
- (2) パークゴルフ場の施設、用具等の維持管理に関する業務
- (3) パークゴルフ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務  
(利用料金)

第14条 第6条の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定によりパークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、パークゴルフ場の利用者は、別表に定める利用料金を納めなければならない。この場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により利用料金の減免又は還付をすることができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菱刈町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成12年菱刈町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年12月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊佐市夢さくら館の設置及び管理に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の伊佐市十曾青少年旅行村の設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の伊佐市楠本川渓流自然公園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の伊佐市菱刈パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例別表の規定並びに第6条の規定による改正後の伊佐市山野鉄道記念公園照明施設使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る利用料金又は使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

別表(第6条、第14条関係)

(平23条例32・全改)

| 区分        | 単位  | 使用料    |
|-----------|-----|--------|
| 一般        | 1日  | 300円   |
| 小・中・高児童生徒 | 1日  | 150円   |
| コース会員     | 1年間 | 4,500円 |